

令和5年3月13日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、職員が意欲と使命感をもって教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

つきましては、新年度を迎えるに当たり、学校等における労働安全衛生管理体制について「学校職員安全衛生管理規程」（各市町村）、「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省リーフレット）及び関係法令等を活用し、貴管下の学校長に対し、改めて指導するとともに、公立学校等における労働安全衛生管理体制のさらなる充実が図られるようお願いします。

また、下記の事項については、重点的に御指導ください。

記

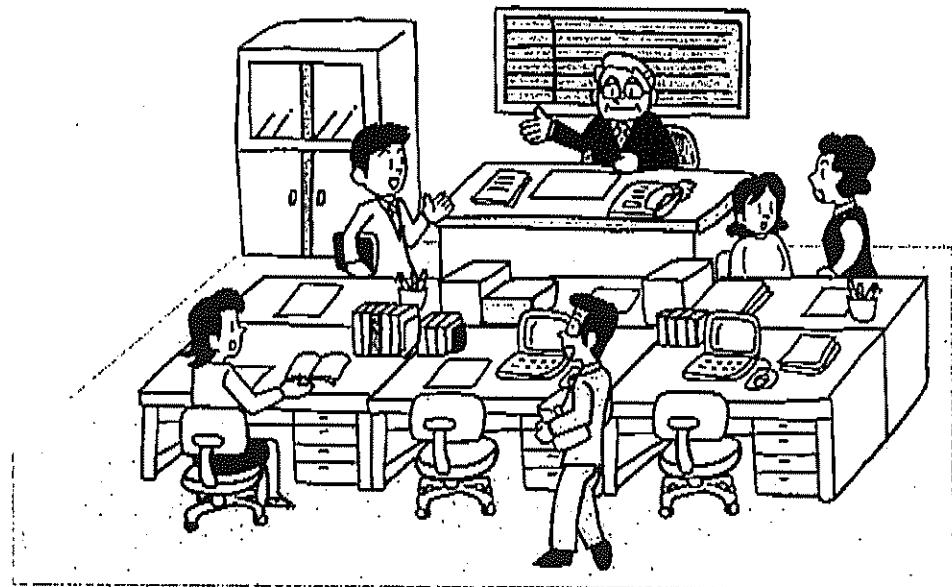
- 1 各学校における衛生委員会及び衛生委員会に準ずる組織の開催について
職員50人以上の学校については、労働安全衛生規則第23条第1項において「事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」と規定されています。
ついては、職員50人以上の学校においては衛生委員会を、また職員50人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織の開催をお願いします。
なお、単独開催が困難な場合は、必要な委員を確保した上で、既存の会議等に引き続き開催したり、10月の全国労働衛生週間期間中に開催したりするなどの工夫を行い、各市町村の規程に基づき適切に対応くださるよう御指導ください。
- 2 長時間勤務者に対する医師の面接指導について
労働安全衛生法第66条の8において、「事業者は、労働者の健康の保持を考慮して、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。」と規定されています。
つきましては、各市町村が定める「長時間勤務者に対する面接指導要領」等に基づき、適切な対応が図られるよう御指導ください。
- 3 ストレスチェックの実施について
ストレスチェックの実施に当たっては、受検勧奨や結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置を含め、全ての学校において適切に実施されるよう御指導ください。
- 4 その他
職員の作業における安全管理、災害防止の観点から、高所での作業時に脚立等を使用する際には、不具合の点検、補助者の配置、安定した床面での固定、天板上には立たない、天板の上にまたがって作業は行わないなど法令等に基づいた安全な使用を徹底し、墜落・転落灾害を防止するよう御指導ください。また、参考までに厚生労働省作成リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」「はしごや脚立からの墜落・転落灾害をなくしましょう！」を添付しますので御活用ください。

問合せ先
担当：保健体育課健康教育係 栗山
電話：099-286-5316
FAX：099-286-5671

e-mailアドレス e-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために（第3版）

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～



平成31年4月



労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反。 学校の設置者は、法令上求められている体制整備を!

学校における
労働安全衛生
管理体制の整備

教職員が教育活動
に専念できる適切
な労働環境の確保

学校教育全体
の質の向上

1 学校において求められる労働安全衛生管理体制

(1) 教職員50人以上の学校で選任・設置を要するもの

◆衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

(衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学校・高校教諭、養護教諭等から、原則その学校に専属の者を選任)

- 少なくとも週1回学校を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

<職務の具体的な事項の例>

- ・健康に異常のある者の発見及び処置
- ・作業環境の衛生上の調査、作業条件・施設等の衛生上の改善
- ・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項 等



◆産業医：産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者

(医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任^{*1})

- 健康診断・直接指導の実施、作業環境の維持管理等の教職員の健康管理^{*2}等を行う。
- 教職員の健康確保のため必要があるときは、学校の設置者に対し、教職員の健康管理等について必要な勧告を行うことができる。^{*3}
- 少なくとも月1回^{*4}学校を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

*1 全ての学校に配置となっている学校医に加えて、選任が必要。（学校医と兼任することも可能だが、厚生労働大臣が定める研修を修了する等の要件を備えた者である必要がある）

*2 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、産業医を選任した事業者（学校の設置者）は、産業医に対し、労働者の労働時間や労働環境等、労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととされた。

*3 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、学校の設置者が勧告を受けたときは、勧告の内容及び勧告を踏まえて講じた措置の内容を、記録・保存するとともに、その内容を衛生委員会に報告しなければならないこととすることとされた。

*4 学校の設置者から月1回以上、衛生管理者の巡視の結果等の所定の情報の提供を受け、学校の設置者から同意を得ているときは、少なくとも2月に1回

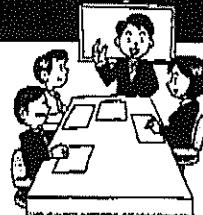
◆衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

(校長、衛生管理者、産業医等で構成)

<調査審議事項の具体的な例>

- ①教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策
- ②長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策
- ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策

等



(2) 教職員10~49人の学校で選任を要するもの

◆衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

(一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者等から選任)

- 衛生管理者の選任を要する学校以外の学校のうち、教職員10人以上の学校では、衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させなければならない。

<職務の具体的な事項の例>

- ・施設、設備等の点検及び使用状況の確認
- ・作業環境、作業方法の点検
- ・健康診断及び健康の保持増進のための措置
- ・衛生教育に関するごと 等



◆産業医の選任義務のない学校の教職員の健康管理について

- 教育委員会等の学校の設置者は、産業医の選任義務のない教職員49人以下の学校においても、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に教職員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

この場合、各校ごとに医師を選任するのではなく、教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である。

(3) 学校における面接指導体制の整備

- 以下の2つの場合、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要があり、その体制整備^{※5}が求められている。

- ・週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合^{※6}
- ・心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた場合

- 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については、面接指導等を行うよう努める必要がある。

※5 なお、平成30年の労働安全衛生法等の改正により、新たに教職員の労働時間の状況をタイムカード等の客観的な方法等で把握するとともに、週40時間を超える労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、当該超えた時間に関する情報を通知することが義務付けられた。

※6 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、長時間労働者への医師による面接指導の要件が変更された。

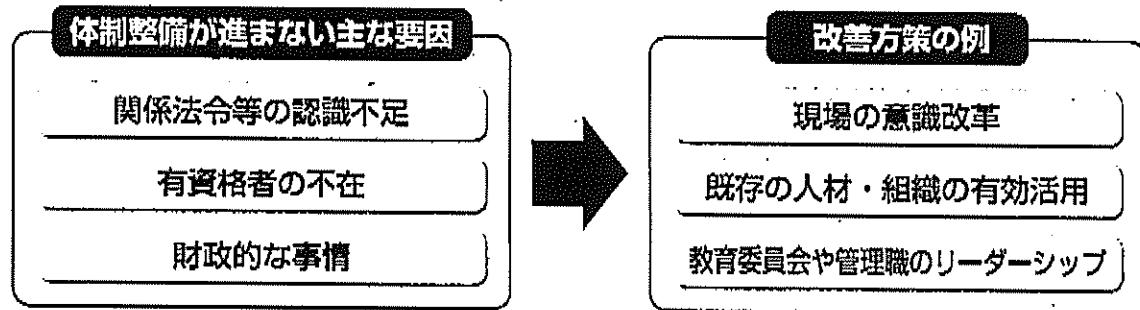
(4) ストレスチェックの実施

- ・医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが学校の設置者に義務付けられている。^{*7}
- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければならない。
- ・その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならない。
- ・学校の設置者は、検査を行った医師等に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させ、必要に応じて、適切な措置を講じる。^{*8}

^{*7} 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。

^{*8} ストレスチェックの集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

② 学校における労働安全衛生管理体制の改善方策



既存の人材・組織の有効活用例

◆衛生管理者・衛生推進者／産業医◆

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等／産業医資格を持つ学校医）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能^{*9}

^{*9} このことは、衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

◆衛生委員会◆

必要な委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会と併用することにより、比較的簡単に体制の整備が可能

**労働安全衛生管理の推進のためには体制整備後の実践も重要
職場全体で協力し、適切な労働環境の確保を！**

③

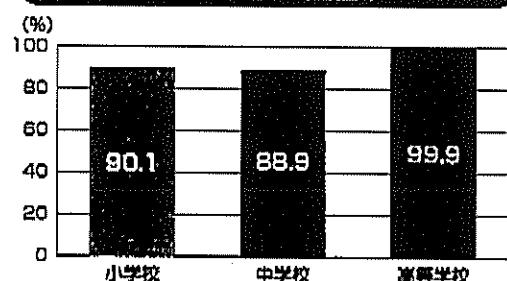
公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況

特に小学校・中学校における整備率が低い水準
市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要！

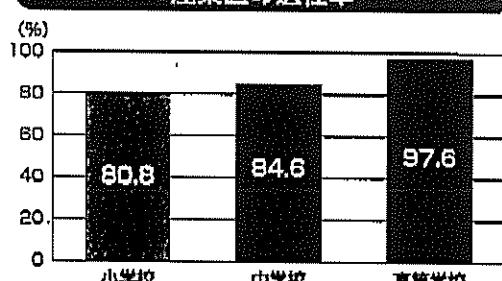
※ 平成29年5月1日現在（文部科学省調べ）

※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

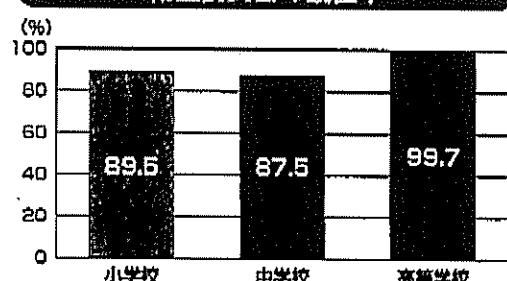
衛生管理者の選任率



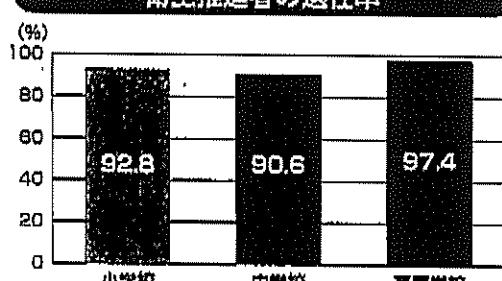
産業医の選任率



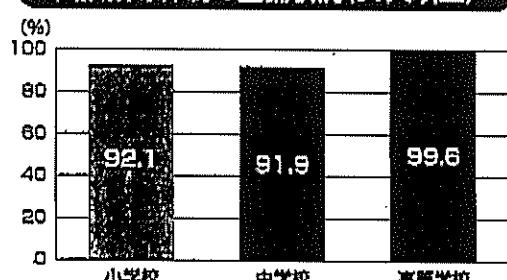
衛生委員会の設置率



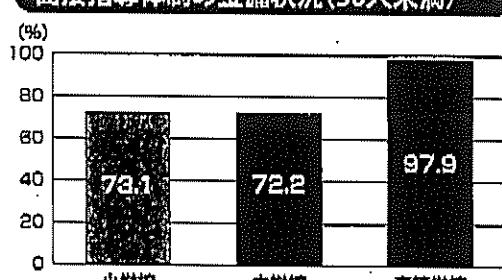
衛生推進者の選任率



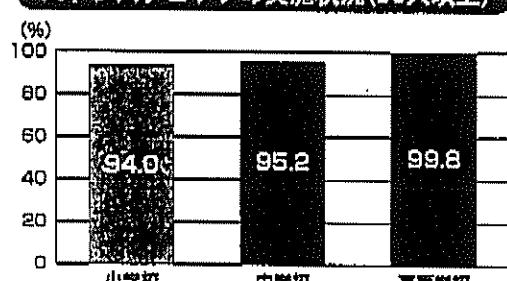
面接指導体制の整備状況(50人以上)



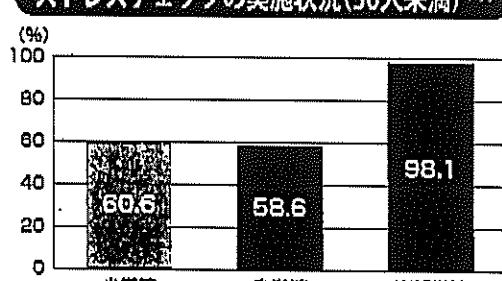
面接指導体制の整備状況(50人未満)^{※10}



ストレスチェックの実施状況(50人以上)



ストレスチェックの実施状況(50人未満)^{※11}



※10 週40時間を超える労働が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合に、教職員の申出を受け行う面接指導の実施は、学校の規模に関わらず義務付けられている。

※11 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。



学校における労働安全衛生管理体制 の整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

(連絡先) 文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111 (内線 4950)

はしごを出す前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

「作業前 8 のチェック！」

(作業前点検リスト)

年 月 日

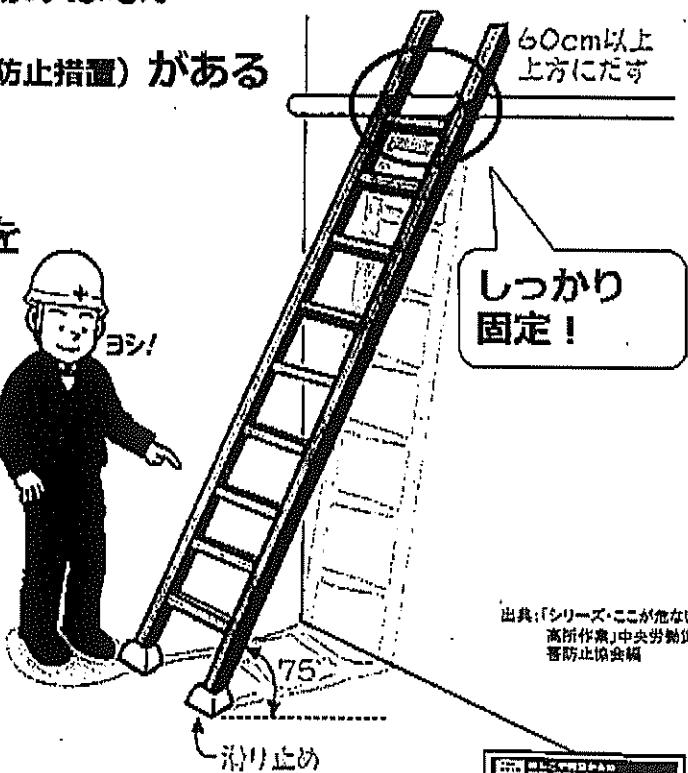
天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

*既設はしごを使うときも、チェックしましょう

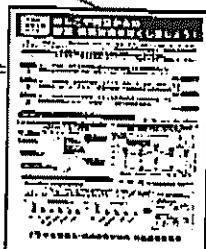


「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 のチェックリスト

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

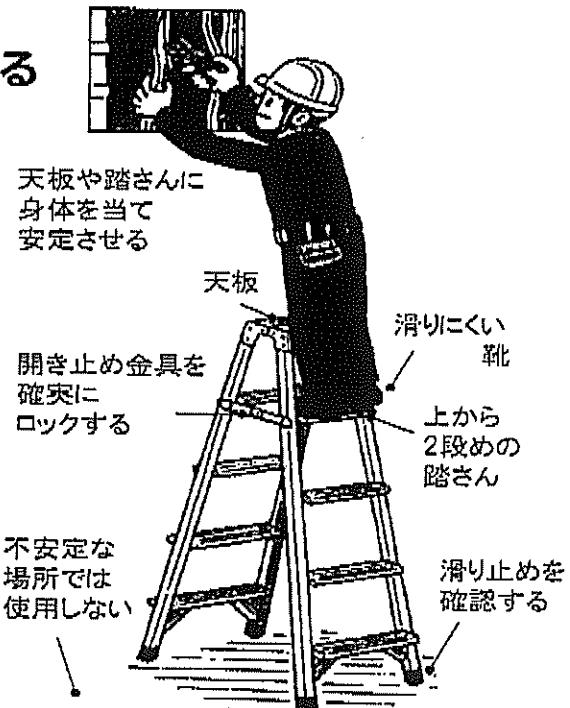
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ネジ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

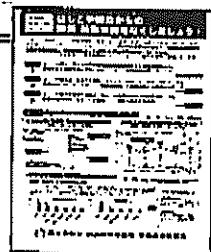


高さ2m以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
1 想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P.2 参照

- ポイント** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
2 床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P.3 参照

- ポイント** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても
3 墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P.4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

*「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

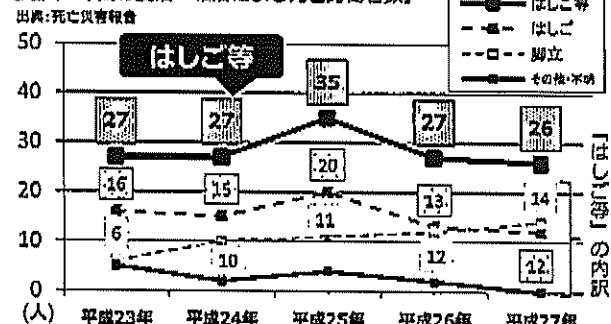
- ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷報告書

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)

- ② 毎年30人頭の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

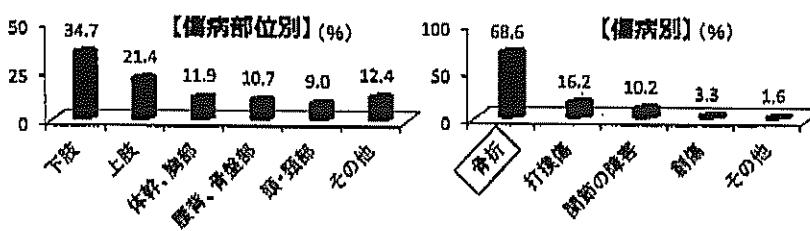


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8, No. 2, pp. 91-98、労働安全衛生総合研究所、2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんせんサイト（厚生労働省）

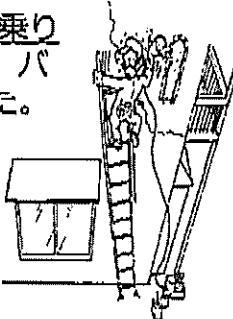
はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

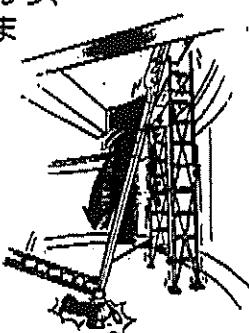


No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

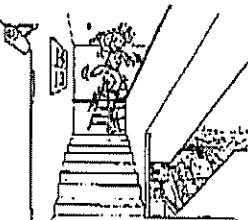


No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

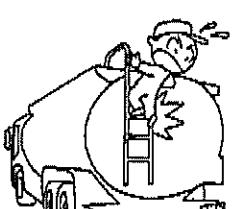
ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

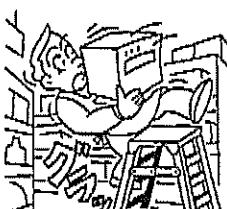


ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持つて脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

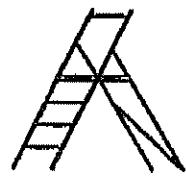
ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

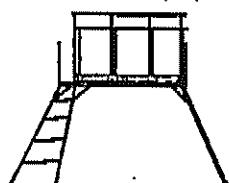
- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立（例）】



【可搬式作業台（例）】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり固定！

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

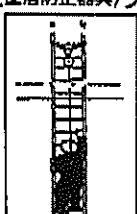
出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害防止協会編

こういった後付けの安全器具もあります

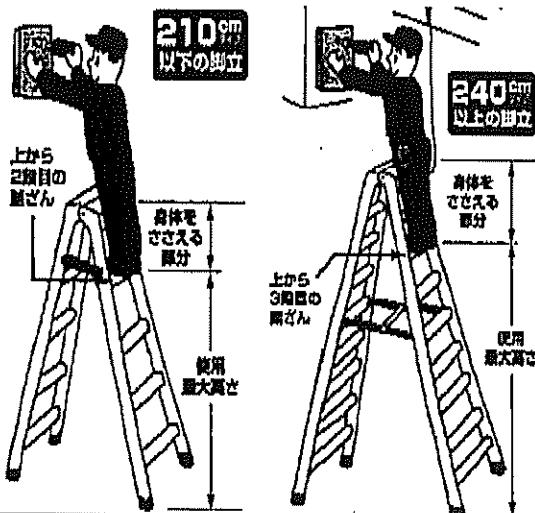
【はしご支持・手摺金具】【はしご足元安定金具】



安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

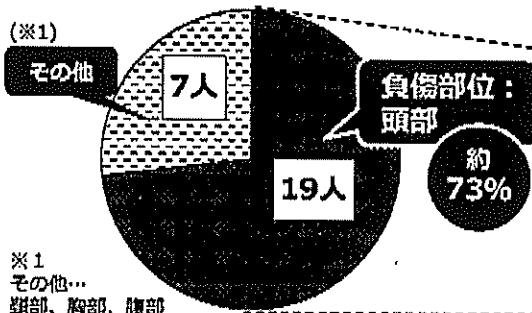
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

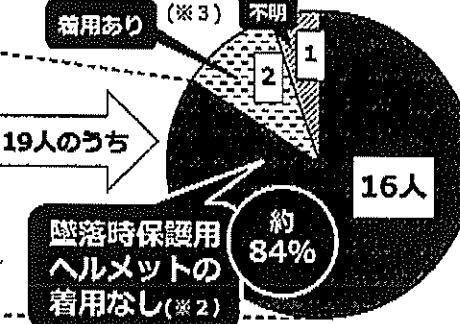
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち3割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年算計）

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ算計（19人）】



※2 …①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下物用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。

※3 …費用ありのケースでは、墜落高さがいずれも4mを超えており、4m未満の場合は費用ありのヘルメットを着用していました。

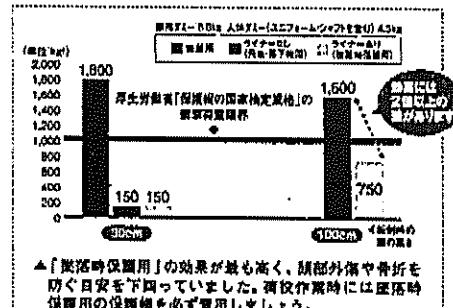
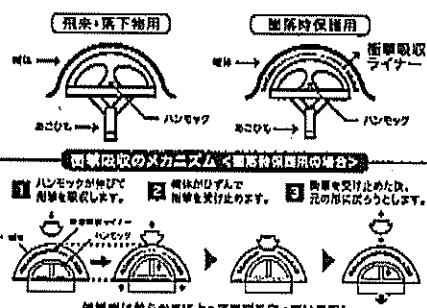
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を指します。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望めます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



詳細技術に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会(JIIMA)<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確實に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国標検定合格標識」等に用途が記載されています！

3 参考

あご紐と耳紐を締めると、墜落時の衝撃でヘルメットが離脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）